

311子ども 甲状腺がん 裁判NEWS



公式HP

VOL. 8
2024.1.25



発行元  311甲状腺がん子ども支援ネットワーク

12月6日、第8回口頭弁論が東京地裁103号法廷で開かれました。今回の期日では、裁判長の交代を受け、2人の原告が2度目の意見陳述を行いました。前回とは異なり、衝立てによる遮蔽はせずに証言台に立ち、堂々と裁判長に訴えました。このほか、原告側と被告側の双方の弁護士が弁論更新に伴う陳述をしました。



裁判を支えるユーススタッフたち 2023.12.06日比谷公園にて

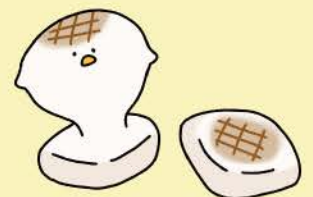
photo / Ryuichi Kino

2024年、新年早々、能登半島で大きな地震がありました。被災されている全ての方々にお見舞い申し上げます。この地震では、志賀原発で一部施設が破壊するなど、東日本大震災を思い返した方も多いと思います。この裁判もいよいよ3年目に入ります。支援の輪をより広げていくために、さらなる応援をよろしくお願いいたします！



目次

- P2……何回手術すればいいのか。ずっと続くのか。原告5
- P3……大学生になり、原告としての自覚が芽生えた 原告6
- P4……過剰診断論への反論 田辺保雄
- P5……第8回口頭弁論期日のご報告 井戸謙一
- P6-7…甲状腺がんとなった子どもの声をきく イベント報告
- P8……311のキャンドルナイト/坂本龍一さんからのご寄付/今後の日程ほか



何回手術すればいいのか。 ずっと続くのか。



原告5

去年の意見陳述から、1年くらい。もう一回手術しなきゃいけないかもしれない。

去年の12月くらいから、あごのあたりにしこりみたいなものを感じる。その後、風邪をひいてなかなか治らず、東京の病院で一緒に診てもらった。がんとは関係ない感じだったので納得しましたが、その後に再発と言われて検査をすることになった。

甲状腺がんと関係あるかはわからないけど、初めて違和感があった。何だったんだろうと思います。今でもたまに違和感を感じるがあります。

何度も繰り返される検査

今年の4月12日、PET-CT検査を受けた。変な薬の点滴をされてからCTを受ける。がん細胞に集まる放射線を出す薬らしいです。点滴をされると、体がカーとあつたかくなり、その状態で検査をうける。だいたい1時間くらいかかったと思います。検査の後は、お水をよく飲んでください、と言われてました。

先生からは「怪しいね。もう1回手術するかも」みたいな言われました。8月に細胞診を受けて、手術の方針を決めると言われました。けど、私がコロナになって病院に行く日が延びて、9月に受診したら土曜日なので細胞診ができなくて、まだ細胞診はしていない。来週、12月15日にします。

4月には「もう1回手術するかも」みたいな言いかただったのが、9月に行ったときには、確定っぽくなりました。一番最初に手術したところの右側にしこりっぽいものあって、その位置がよろしくないらしいです。細胞診するために行ったのに、結局出来ないのか、まあそういう時もあるよな、と思いました。

死ってこんな感じかと思った

最初の手術は、2015年。私の誕生日でした。手術はやっぱりめんどくささや不安があり嫌だった。全身麻酔は自分の意志と関係なく意識がなくなる。死ってこんな感じかと思った。もうしたくない。でも、また

しなきゃいけないんだよな。

がんをとっちゃえば大丈夫、と先生に言われたので、私は手術したらがん患者でなくなる、と思いました。でも、成人式の次の日、またがんが見つかり「めんどくさっ」と思いました。リンパを大きく切り取り、傷口も大きくて塞がるのにも時間がかかり、首から体液が流れ出て、慌てて福島から東京の病院に行った。

手術の後には、手足が硬直して勝手にかかとか上がって立てなくなりました。次、手術するなら、3回目。色々あり細胞診ができずにいて、どうなるのか分からないが手術はするのだろうと思います。

「過剰診断」と言われて

今でも、何も考えずに一緒に遊んでいた友達が心配です。震災のときはちょうど友達家、セブンのおでんを食べていたのを覚えてます。

原発事故は、気にする人しない人の差が激しくて、自分は気にしない側で、事故の後も前と変わらず普通に遊んでました。校門の近くや公園で長時間友達と駄弁ったり、遅くまで学校にいて注意されたりしました。震災の後、避難する友達も何人かいて、その中に私の親しい友達もいました。

病気が見つかったからはずっと「健康調査」ってありがたいな、と思ってました。甲状腺がんがたくさん見つかっている、とニュースでみますが、「過剰診断」で見つかっただけ、と言われてます。

では、何のために検査してるのか、少しでもありがたいなと思ってた気持ちはどうなる？ がっかりというか、残念でならない。複雑な気持ちです。

がんの治療が長引くのは、だるくなります。何回手術すればいいのか、もしかしてずっと続くのではないかと考えちゃいます。今はとにかく、早くおわってほしいです。



大学生になり、原告としての 自覚が芽生えた



原告6

がんが見つかったのは中学1年生の時です。3回目の甲状腺検査でした。診察中、医者と看護師が、何かを話しながら、甲状腺に何度もエコーを押しあてるので、不安な気持ちでいっぱいでした。教室に戻ると、私より後の順番だった人はすでに終わっていました。

2次検査の細胞診はよく覚えています。針を刺される前に、紙に名前を書いていると、急に涙がぼろぼろでできました。

「あ。今から首に針を刺されるんだ」。そう直感し、想像できない痛みに対する不安が、一気にあふれてきました。怖かったです。

診察台の上に寝かされると、目に入ってきたのは、細くて長い針でした。刺された時はあまりにも激痛で動いてしまい、2回も刺されました。細胞に刺さったときは、なにか深いものにグサッと刺さった感覚がして、気持ち悪かった。どうして自分がこんなに痛い思いをしなくてはならないのだろうと思いました。

その後、私はがんなのだ分かりました。「がんなんだ。そっか。入院するとなると勉強遅れてしまうな」

告知を受けた時は、ただ漠然と不安な気持ちでした。私の体はどうなってしまうのか、入院するとなると、学校を休まなくてはならないのかなど、様々な不安がありました。その頃から、なんだか自分が少し変わってしまった気がします。

不安の中受けた手術。そして再発

1回目の手術は、手術後に全身麻酔が抜けずにすぐ眠く、目が覚めると、今度は体が動かせず、起きているのに何もできない状態が長時間続きました。退院後も、これからどうなっていくのか。手術前と同じ生活を送ることができるのか。これからの不安で、眠れない日もありました。

それから4年。ヨウ素制限をして、気をつけていたのに、がんは再発しました。2回目のがんの告知は、驚くこともなく、ただ残念に感じました。2回目の手術では甲状腺がんを全て摘出しました。

看護師に「近づかないで!」と言われて

アイソトープ治療も受けました。薬は、重い蓋のついたガラス容器に入れられ、厳重に管理されていたので、「これを飲むのか」と怖かったです。

薬を飲んだ後は、体から放射線が出るので、人との距離を取らなくてはなりません。頭で分かっても、精神的につらいものがありました。

入院中、一度だけ、つい配膳する看護師の近くに行ってしまったことがありました。すると「近づかないで!」と言われていたので、暗い気持ちになりました。

薬を服用した後は、ずーっと壁を見つめる生活です。翌日の夕方、のどの周りが腫れて、熱くなり、呼吸がしづらくなりました。先生が回診に来る前に線量を計ったら、53マイクロシーベルトありました。

入院中は、病室で副作用をじっと耐えるだけの生活が続き、精神的にも身体的にも大きな負担がかかりました。もう二度とこの治療は受けたくありません。

大学生になって、自分自身の成長を感じる

私は小学校に入る前に原発事故に遭い、13歳でがんになり、17歳で2度目の手術を受けました。

自分の考え方や性格、将来の夢も、まだはっきりしないうちに、全てが変わってしまいました。だから私は、将来自分は何をしたいのかよく分かりません。恋愛も、結婚も、出産も、私とは縁のないものだと思ってきました。経済的に安定した生活を送るため、高校時代は、青春を楽しむというよりは、学校推薦をもらうための場でした。去年、意見陳述した頃は、勉強に対するプレッシャーや、将来への不安で、眠れないこともありました。

でも今春、大学生になり、環境や人間関係が大きく変わりました。自分の行動に責任を持てるようになり、自分自身が、人として成長していることを感じます。それに伴い、この裁判の原告としても自覚を持つようになりました。

裁判の具体的な内容や様々な論文や意見書の全てを理解することはできていませんが、最近話題になっている海洋放出のニュースなどを見ていると、複雑な気持ちになります。この気持ちを言葉で言い表すことは難しいですが、自分に出来ることは小さな事でも良いからやってみようという気持ちを持つことが出来ました。今後も長く続くであろうこの裁判に、貢献していけたらいいなと思っています。

東電からの反論/準備書面5、6について

スクリーニング効果による潜在がん説には医学的エビデンスがない



弁護士 田辺保雄

今回、東電からは、準備書面5、6が提出されました。準備書面5は、前回原告側が提出したUNSCEAR2020年の被ばく量推計手法を批判した黒川眞一先生の論文に対する反論です。どんな反論をするのか、私たち弁護士団としても注目していたのですが、結局、彼らの最大の反論は、「査読を経た論文ではない」というものでした。本来論点にすべきは、査読（投稿された論文をその学問分野の専門家が読んで、内容の査定を行うこと）があるかどうかではなく、黒川先生の計算手法の妥当性であるはずで、結局、東京電力は、黒川先生の意見書そのものの誤り、つまり計算手法に誤りがあるとは、言えなかったということでしょう。

一方、東電の準備書面6は、被ばくと発症との因果関係に関する原告からの主張に対する東電の反論に原告が再反論（原告第12準備書面から第14準備書面）したのについて、さらに東電が反論したものです。その再反論に対し、私たちは今回の期日で提出した第18準備書面で一部、先行して反論しているので、そちらをご紹介します。

東電の主張する「潜在がん」説にはエビデンスがない

東電は、準備書面(6)において、チェルノブイリ原発事故で6.74倍のスクリーニング効果を報告する文献があることや、UNSCEAR2008年報告（数年毎に刊行されている放射線等について包括的な報告書）も、チェルノブイリでは、初期段階での甲状腺がんや、「おそらく別の方法では臨床症状には至っていなかったであろう甲状腺がん（いわゆる「潜在がん」）が検出されると報告している」と主張しています。

確かに、6.74倍のスクリーニング効果を示唆するロシア人研究者の論文があります。ただ、スクリーニング効果を測定するには、①実際に被ばくのない状態である集団に超音波検査を実施してみて、②同じ年齢の集団において超音波検査によらずに発見された症例数とを比較しないと分かりません。こんな比較をした論文はありません。

ちなみに、事故後に生まれた子どもたちには、そもそも甲状腺がんが発見されていませんから、この事実との整合性も問われます。

それにも関わらず、このロシア人研究者がスクリーニング効果を算定した手法を具体的に説明する論文はロシア語論文だけです。つまり、ロシア語圏の研究者以外に査読をした人はいないので、どれだけ信用性がある論文なのか、分からないままです。

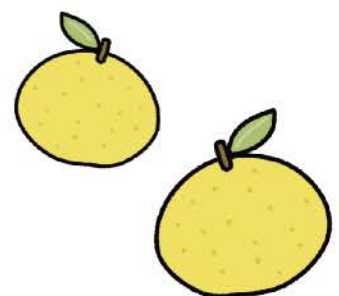
いずれにせよ、県民健康調査では、予想される数十倍の多発があったと言われていて、すべての甲状腺がんを6.74倍で説明することはできません。

また、UNSCEAR2008年報告ですが、ほぼ断定的に潜在がん等が発見されると指摘しているだけで、潜在がんが存在する根拠を示していません。

潜在がんか、そうでないかを確かめるには、スクリーニングしてみつけたがんを、そのまま放置して、本当に症状が出るのかどうか（言いかえると、切らないと人体に悪影響がでるのか）を、ずっと何年も何十年も観察しないと分かりません。

これが医学ではエビデンスとなるのですが、潜在がん説には、エビデンスが全くないのです。さらに県民健康調査では、過剰診断によって（あるかもしれない）潜在がんを発見しないよう、とても厳密に診断基準を設けており、結節等の大きさだけでは穿刺細胞診（確定診断をするための検査）には進みません。

チェルノブイリにおけるスクリーニングと異なる方法を取っていますから、そもそもチェルノブイリ事故の経験をそのまま、今の県民健康調査に当てはめることはできないのです。



第8回口頭弁論期日のご報告



弁護団長 井戸謙一

第8回口頭弁論期日では、前回から裁判長が坂本三郎氏から島崎邦彦氏に交替したことから、原告5さん、原告6さんに2度目の意見陳述をしていただきました。原告本人の直接の声が裁判官たちの胸に響いたものと思います。

被告東京電力からは、原告側が提出した黒川眞一高エネルギー加速器研究機構名誉教授の意見書(2011年3月15日から16日に福島市を通ったプルームは、同市に居住する一歳児の甲状腺に60ミリシーベルトの被ばくをさせた可能性を否定できないというもの)に対する反論の準備書面が出されました。これにはこじつけのような科学論が多く、私たちは、次回には反

論の準備書面を提出して論破します。原告側からは、被告東京電力の従前の主張に対する反論の書面を提出しました。

今後、潜在がん(過剰診断)論、被ばく量、100ミリシーベルトしきい値論等について更に追加主張をする必要がありますが、今回の期日で、福島の子どもの甲状腺被ばくと甲状腺がんの発症との因果関係に関する総論的な主張は、双方の全体像が明らかになり、議論の先が見えてきました。今後は、各論(原告一人一人の病状及び具体的な損害についての主張立証)に重点を移していくこととなります。引き続き、ご支援をよろしくお願いいたします。

ここが知りたい! 甲状腺がんの微小がん/潜在がん

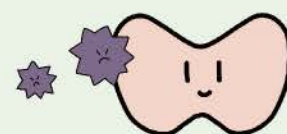
(OurPlanet-TV 白石草)

大きさが1センチ以下の小さい甲状腺がんを「微小がん」といい、成人女性を超音波で検査すると、3%以上にこの微小がんが見つかります。また亡くなった人を解剖すると、やはり多くの人に甲状腺微小がんが見つかることが分かっています。このように増殖が遅く、生涯にわたって無症状で、臨床的には発見できないがんを「潜在がん」といいます。被告・東電側は、超音波検査により、この潜在がんを見つけているだけだと主張しています。

微小がんをめぐっては、兵庫県の隈病院では93年から、リンパ節転移や遠隔転移がない微小がんを手術せずに経過観察する「アクティブサーベイランス(非手術積極的経過観察)」を行ってきました。3,000人を経過観察した結果、10年間で腫瘍が3ミリ以上増大したのは5%、リンパ節に転移した患者は1%だったといえます。このように微小がんの多くは進行せず、たとえ少し進行しても、その時点で手術すれば、再発しないとされています。

こうした研究を受け、日本甲状腺学会では2020年、「成人の甲状腺超低リスク乳頭癌の非手術経過観察についての見解」を公表し、「微小がんは手術をせず定期的な経過観察でもよい」とするガイドラインを示しました。また日本内分泌外科学会でも「成人の甲状腺低リスク微小乳頭癌 cT1aN0M0 に対する積極的経過観察の適応と方法」を公表しています。

ただし、いずれのガイドラインも、未成年については十分なエビデンスがないとして、原則として手術することを推奨しています。そもそも福島で見ついている甲状腺がんの多くは、リンパ節転移しているほか、がんの進展が早く、「潜在がん」の定義とは一致しません。鈴木眞一福島県立医科大学教授の12月の日本甲状腺学会の発表では、手術をした患者の2割で再発していることも明らかになりました。



小児甲状腺がんの子たちを
子どもの権利条約の視点で見たら？

甲状腺がん



11月20日は「世界子どもの日」。1989年に国連で子どもの権利条約が採択された日です。日本では毎年この時期に、「子どもの権利条約フォーラム」が開かれています。昨年は、愛知県豊田市で、「子どもの権利条約フォーラム inとよた」が開催されました。その関連企画として、311子ども甲状腺がん裁判の原告の声を聞く場を設けました。その一部をご紹介します。

当日のトーク動画は
こちらからご覧になれます→



平野裕二さん / 子どもの権利条約ネットワーク (NCRC) 運営委員



こはくさんのお話を聞いて、胸を打たれる思いがしました。当事者の口から具体的な気持ちをお聞きし、原発事故が子どもたちの様々な権利を侵害してきたことを改めて感じています。

子どもの権利条約6条に、子どもの生命・生存・発達に対する権利というのがあります。単に生き残るということだけではなく、最大限可能なまで成長発達する権利が保障されています。また2項では、国はそのための措置をとらなければいけないと規定されています。ただ福島原発事故は真逆の方向で、子どもたちの権利を損なっている。特に未来を自分で切り開いていく権利、自分の可能性をできる限り模索する権利が、大きく損なわれたと改めて感じます。

つい最近、国連子どもの権利委員会が一般的意見26号という一般的意見を採択しています。主に気候変動や自然環

境の劣化に焦点を当てたものですが、当然、原発事故による環境破壊もこれに含まれます。この中に、環境悪化等によって権利侵害された子どもに対する救済についての項目もあります。今回の問題で言えば、子どもである原告が因果関係を立証するのはすごく難しいですね。そういう場合には、挙証責任の転換を模索するべきだと言っています。

また国内避難民に関する特別報告者の報告書パラグラフ76では、災害と放射線由来の病気との因果関係を、当局が公式に認めるよう勧告しています。原発事故と小児甲状腺がんの関係を正式に認めなさいということ。いたずらに責任を否定して、裁判を長引かせるのではなく、現に被害を受けている子どもが少しでも安心して生活していけるよう、未来を描けるように、国は責任を果たす必要があるだろうと思います。

杉浦宇子さん / 弁護士・元愛知県弁護士会子どもの権利委員会委員長



私は、これまで虐待を受けた子どもたちを保護する活動などにに関わり、子どもたちの声を聞くということをずっとやってきました。それで思うのは、子どもの声を聞くのって大変なんです

よ。本当のことを言ってくれないこともある。でも、それは子どもの責任じゃない。大人が信頼を得られないと話してもらえないし、言葉にできない気持ちだけ抱えていると、さあ話してごらんって言っても話せないですよ。

大事なのは、いくら小さい子どもでも、あなたにはこういう権利があるんだよということをわかるように説明すること。選ぶのも、選ばないのもあなたの権利だよ。今、選

ばなくても、もう少し大きくなって、やりたいと思ったときにやることもできる。それもあなたの権利だよって。

今日、お話を伺って、子どもが不安な心を抱えたときに、公的なサポートが全くないのが大きな問題だと思いました。阪神淡路大震災のときは、PTSDに対応するために、臨床心理士が派遣されました。被ばくの不安は、親が不安ですから、親の不安が子どもにうつる。子どもの不安に接する立場の人たちの声を拾い上げるシステムが、社会にないのが問題だと思います。私としては、目の前の子どもと向き合って声に耳を傾け、機会があれば伝えるっていうことを地道にやるのが大事だと思います。

となった子どもの声をきく



聞き手 (白石草・ジャーナリスト)

今日、声を聴かせてくれるのは原告6のこはくさんです。彼女が法廷以外で語るのは初めてです。

—震災を覚えていますか？

幼稚園の年長だったので、何も覚えていなくて。避難先のスクリーニング場で、どこから来たのか聞かれたので答えたら、靴を脱いでくださいって言われて。自分たちの体には放射線が付いていて、「被ばく者」っていう括りに入れられたと感じて、嫌だなんて思いました。

—がんが見つかったのは、中学生の時だよね。

穿刺細胞診は、本当に痛すぎて。泣いちゃって、それで甲状腺の細胞が動いちゃって、もう一回採らなきゃいけないって、めっちゃつらかったですね。

—手術や入院はどうだった？

1回目は、お母さんが一緒に寝泊まりしてくれたので、心配はなかったです。ただ、目覚めた時に首が動かなくて焦りました。しかも、次の日に起き上がろうとしたら、起き上がれなくなって、1日寝ていただけでも、人は起き上がれなくなるんだなって。すごい焦りました。

—2回目に見つかった時は、どう思いましたか。

取ったからもう大丈夫だよ、って言われたので、「そうなんだ」って感じで、再発はしないと思ってました。でも定期検査で、数値が徐々に上がって。エコー検査したら腫瘍が大きくなっていて、がんなのかもしれないって思いました。何も考えられませんでした。

—2回目の手術後、高濃度のヨウ素を服用するアイソトープ治療も受けましたね。

嚴重そうな白い筒みたいなのにつに、薬が一つだけ入って。それを取ってくださいって言われて。カプセルみたいな感じなんですけど、それと水を飲んで、流し込んでくださいって言われて飲みました。退院の2日前ぐらいから、甲状腺が腫れてきちゃって、だんだん声もかすれてきたから不安でしたね。お医者さんが病室に入ってきてくれたんですけど、まだ私の体内の線量はとても高かったんで、申し訳ないなって感じました。この治療はもう、いやですね。本当に精神的にも苦しい、身体的も苦しいって感じだったので。

—4月から大学に入って何か変わりましたか。

はい。高校生の時よりは、積極的に裁判に参加したいという気持ちになりました。

甲斐田万智子さん / 国際子ども権利センター (シーライツ) 代表理事



甲状腺がんの増加について「スクリーニング効果」や「過剰診断」という説があることに憤りを感じます。社会的抑圧の中で、言いたいことを言えない子どもや若者がこれだけいることに対して、子どもの権利にかかわる者は何かしなければいけないと感じました。

政府・私たちが福島の子どもの権利に保障してこなかった子どもの権利

子どもの権利条約

- 第24条 健康に生きる権利
 - 第28条 教育を受ける権利
 - 第17条 知る権利 適切な情報に十分にアクセスできる権利
 - 第12条 子どもの意見(view)を表明する権利(第12条)
 - 第15条 グループをついたり、集会を開いたりする自由
 - 第2条 差別の禁止
 - 第3条 子ども最善の利益
 - 第39条 回復する権利
- 東電の責任 子ども権利とビジネス10原則(2012年)
7 環境、土地の取得・利用において子どもの権利を尊重

(甲斐田万智子さん提供)

国連の言葉で「最も困難な状況の子どもたち」という言葉があるんですが、甲状腺がんの子たちは、そういう子どもなんだと改めて思いました。学校をやめざるを得なくなり、「教育を受ける権利」も侵害されていますし、子どもには適切な情報を十分に知らされる権利もあるのですが、その権利も奪われている。「子どもの権利条約」の大原則には、「差別されない権利」(2条)や、同じような体験をしている子どもたちとミーティングを持ったり、グループをつくる権利(15条)もあるのですが、この子たちはそれも全くできない。そして39条には心も身体も回復する権利があり、そのためのサービスを受けられる「ケアされる権利」もありますが、これも十分になされていません。

2012年には「子どもの権利とビジネス原則」が採択され、国際社会の基準になっています。その7つ目に「環境・土地の取得・利用において子どもの権利を尊重する」。つまり、企業活動により空気を汚したり、水を汚したりしてはいけないという原則が謳われています。にもかかわらず、それを行った東電が責任を果たしていないことに対して、本当に憤りを抱きます。今後、当事者の若者の声を可視化できる社会にしていけたらなと感じました。

原発事故被災者と心をつなぐ

「311のキャンドルナイト」にぜひご参加を

東日本大震災から13年となる2024年3月11日に向けて原発事故による被災者と心をつなぐ「311のキャンドルナイト」が開催されます。震災が起こった14時46分には毎年多くの人々が黙祷や追悼の時間を持っていますが、原発事故による被災者の思いに心を寄せるためのメモリアルはこれまでになかったことから、3月11日の19時3分にキャンドルを点し、静かに思いをわかちあおうというものです。

19時3分は、震災の混乱の中「原子力緊急事態宣言」が発令された時間です。そして宣言は今も解除されていません。その反面、事故の被害や被災者のことを終わったことのように扱う動きは広がるばかりです。誰にも話せなかった思い、抱え込んでしまった気持ちを、少しでも共有できる、癒しの場になることを願います。

「311のキャンドルナイト」は全国どこからでも、誰でも、ひとりからでも企画できます。企画した人が公式サイト上のマップに場所などを登録。当日、マップ上で自分の家や職場の近くを検索し、合流することもできます。詳細は公式HPを。

「311のキャンドルナイト」発足記者会見より 共同代表の
マエキタミヤコさん/アイリーン・美緒子・スミスさん/白石草さん



公式HP

故・坂本龍一さんより 311子ども甲状腺がん裁判に寄付を頂きました

昨年3月28日に亡くなられた音楽家の坂本龍一さん。生前には311子ども甲状腺がん裁判にも応援メッセージを寄せてくださいました。今回、ご遺言により、311サポートネットに寄付をいただきました。心より感謝申し上げますと同時に、坂本さんが私たちに託した思いを引き継いで、これからも原告7名とこの裁判を支えていきます。どうもありがとうございました。



今後の日程

第9回口頭弁論 2024年3月6日(水) 14:00～東京地裁 103号法廷

報告集会は日比谷コンベンションホールで行います。

第10回口頭弁論 2024年6月12日(水) 14:00～東京地裁 / 第11回口頭弁論 2024年9月11日(水) 14:00～東京地裁

裁判を支えてください

ご寄付(カンパ)

長期の裁判を闘うために、財政支援をお願いします。寄せられたご寄付は交通費などの経費および調査・翻訳・意見書作成などの訴訟費用に充てられます。

裁判期日に参加する

裁判の盛り上がり、判決を左右します。口頭弁論期日に東京地裁にお集まりください。法廷で傍聴できる人数には制約がありますが、報告集会等を行います。裁判の経過を共有し、まわりに広げてください。

賛同団体になる

賛同団体に登録し、この裁判を支える輪を広げてください。ホームページから登録できます。

311子ども甲状腺がん裁判 寄付振込先

●郵便振替

記号:00170-7 番号:393240

口座名: 3 1 1 甲状腺がん子ども支援ネットワーク
サンイチチコウジョウウセンガンコドモシエンネットワーク

●ゆうちょ銀行

店番:〇一九支店 当座預金 口座番号:0393240

口座名: 3 1 1 甲状腺がん子ども支援ネットワーク
サンイチチコウジョウウセンガンコドモシエンネットワーク

●城南信用金庫

九段支店 普通預金 口座番号:355663

口座名: 3 1 1 甲状腺がん子ども支援ネットワーク
サンイチチコウジョウウセンガンコドモシエンネットワーク

『銀行からお振込みの際は、HP「ご寄付お申し込みフォーム」よりお知らせください。』

●READYFOR継続寄付(月額支援)

クレジットカード決済となります。詳しくはこちら→



311子ども甲状腺がん裁判 住所と電話番号が変わりました!

【発行元】311甲状腺がん子ども支援ネットワーク 【発行日】2024年1月25日
〒107-0052 東京都港区赤坂8-6-17 赤坂グランドハウス211 光前法律事務所内
【TEL】03-3296-2724(平日:午前10時～午後5時) 【FAX】03-5412-0829
【E-mail】info@311support.net 【HP】https://www.311support.net/



このニュースレターは原告が企画・デザインしています